



2022年2月16日

各位

会社名 株式会社リブセンス
代表者名 代表取締役社長 村上 太一
兼執行役員
(コード番号 6054 東証一部)
問合せ先 執行役員 桂 大介
TEL. 03-6275-3330

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年2月16日開催の取締役会において、2022年3月30日開催予定の第16回定時株主総会に、下記の通り「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1)業務の効率化を図ることを目的として、東京都品川区から東京都港区に本社を移転することに伴い、現行定款第3条（本店の所在地）を変更するものであります。
- (2)会社法改正により、株主総会参考書類の電子提供措置をとる旨を定款で定めることが義務付けられたことに伴い、現行定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次の通りであります。

（下線部分は変更部分を示しております。）

現行定款	変更案
(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都品川区に置く。	(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項にかかる情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことが出来る。	(削除)

現行定款	変更案
(新設)	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第 17 条</u> <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
(新設)	<p><u>(附則)</u></p> <p><u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u></p> <p><u>変更前定款第 17 条の削除及び変更後定款第 17 条の新設は、2022 年 9 月 1 日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 17 条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 附則（電子提供措置等に関する経過措置）は、施行日から 6 ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
	<p><u>(本店の所在地変更)</u></p> <p><u>定款第 3 条（本店の所在地）の変更は、2022 年 3 月 31 日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとし、附則（本店の所在地変更）は本店移転の効力発生日経過後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022 年 3 月 30 日（水曜日）

定款変更の効力発生日 2022 年 3 月 30 日（水曜日）

以 上